

平成21年1月16日

建設工事担当課長様

業務部長 松浦 俊彦

建設工事請負契約書に定める工期の遵守について

建設工事請負契約書に定める工期については、請負契約の重要契約事項であり、請負者においては厳正に遵守すべきものです。そのため、国・県・市が事業主体の工事で事業主体側の原因により工事が遅延しているか、水道局側の設計書どおりに施工できないやむをえない原因がある場合を除き、安易な工期変更（延長）は厳に慎むことといたします。建設工事担当課におかれましては、ご留意をお願いいたします。なお具体的な取り扱いは下記のとおりといたします。

記

1. 入札指名通知の際には、特記事項として「契約後は建設工事請負契約書に定める工期を遵守すべきこと」を明示すること
 2. 請負者の責に帰すべき事由による履行遅滞があった場合は、請負者に対して通知の上、以降の入札指名回数を減ずるものとする。
 3. 2. の契約違反の事実（履行遅滞）の際、発注者の督促・指示監督等に従わず、信頼関係を明らかに損なわせた行為があった場合は、建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱別表第1第4号（契約違反）を適用するものとする。
2. 3. の事態が発生した場合は、建設工事担当課は総務課管財入札係までご連絡ください。